

議案第42号

愛西市国民健康保険税条例の一部改正について

愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和5年11月29日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、税率の改定等及び地方税法の改正に伴い、改正する必要があるからである。

愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

愛西市国民健康保険税条例（平成17年愛西市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の6.0」を「100分の6.61」に改める。

第5条中「2万2,000円」を「2万6,400円」に改める。

第5条の2第1号中「2万2,000円」を「2万1,900円」に改め、同条第2号中「1万1,000円」を「1万950円」に改め、同条第3号中「1万6,500円」を「1万6,425円」に改める。

第6条中「100分の1.8」を「100分の2.26」に改める。

第7条の2中「8,000円」を「10,100円」に改める。

第7条の3第1号中「6,000円」を「6,900円」に改め、同条第2号中「3,000円」を「3,450円」に改め、同条第3号中「4,500円」を「5,175円」に改める。

第8条中「100分の1.3」を「100分の1.76」に改める。

第9条の2中「8,000円」を「10,200円」に改める。

第9条の3中「6,000円」を「6,800円」に改める。

第14条第1項中「昭和25年政令第245号」の次に「。以下「政令」という。」を加える。

第18条第1項中「昭和29年総理府令第23号」の次に「。以下「府令」という。」を加える。

第23条第1項第1号ア中「1万5,400円」を「1万8,480円」に改め、同号イ（ア）中「1万5,400円」を「1万5,330円」に改め、同号イ（イ）中「7,700円」を「7,665円」に改め、同号イ（ウ）中「1万1,550円」を「1万1,498円」に改め、同号ウ中「5,600円」を「7,070円」に改め、同号エ（ア）中「4,200円」を「4,830円」に改め、同号エ（イ）中「2,100円」を「2,415円」に改め、同号エ（ウ）中「3,150円」を「3,623円」に改め、同号オ中「5,600円」を「7,140円」に改め、同号カ中「4,200円」を「4,760円」に改め、同項第2号ア中「1万1,000円」を

「1万3,200円」に改め、同号イ（ア）中「1万1,000円」を「1万950円」に改め、同号イ（イ）中「5,500円」を「5,475円」に改め、同号イ（ウ）中「8,250円」を「8,213円」に改め、同号ウ中「4,000円」を「5,050円」に改め、同号エ（ア）中「3,000円」を「3,450円」に改め、同号エ（イ）中「1,500円」を「1,725円」に改め、同号エ（ウ）中「2,250円」を「2,588円」に改め、同号オ中「4,000円」を「5,100円」に改め、同号カ中「3,000円」を「3,400円」に改め、同項第3号ア中「4,400円」を「5,280円」に改め、同号イ（ア）中「4,400円」を「4,380円」に改め、同号イ（イ）中「2,200円」を「2,190円」に改め、同号イ（ウ）中「3,300円」を「3,285円」に改め、同号ウ中「1,600円」を「2,020円」に改め、同号エ（ア）中「1,200円」を「1,380円」に改め、同号エ（イ）中「600円」を「690円」に改め、同号エ（ウ）中「900円」を「1,035円」に改め、同号オ中「1,600円」を「2,040円」に改め、同号カ中「1,200円」を「1,360円」に改め、同条第2項第1号ア中「3,300円」を「3,960円」に改め、同号イ中「5,500円」を「6,600円」に改め、同号ウ中「8,800円」を「10,560円」に改め、同号エ中「1万1,000円」を「1万3,200円」に改め、同項第2号ア中「1,200円」を「1,515円」に改め、同号イ中「2,000円」を「2,525円」に改め、同号ウ中「3,200円」を「4,040円」に改め、同号エ中「4,000円」を「5,050円」に改め、同条に次の1項を加える。

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に政令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

（1） 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出

産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の1/2分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（府令第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額
当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の1/2分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額
当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の1/2分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額
当該出産被保険者につき第7条の2の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の1/2分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額
当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の1/2分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額
当該出産被保険者につき第9条の2の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の1/2分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じ

て得た額

第23条の2中「第24条の2」を「第24条の2第1項」に改める。

第24条の2第2項中「その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（出産被保険者に係る届出）

第24条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

（1） 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）

（2） 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

（3） 出産の予定日

（4） 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

（5） その他市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

（1） 出産の予定日を明らかにすることができる書類

（2） 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類

（3） 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附則第5項中「第23条第1項」を「第23条」に、「同項」を「同条第1項」に改める。

附則第6項及び第7項中「第23条第1項の」を「第23条の」に改める。

附則第8項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

第9項から第12項まで、第15項及び第16項中「第23条第1項の」を「第23条の」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第14条第1項及び第18条第1項の改正規定、第23条に1項を加える改正規定並びに第24条の2の次に1条を加える改正規定は、令和6年1月1日から、第23条の2、第24条の2、附則第5項から第12項まで、第15項及び第16項の改正規定は公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の愛西市国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）の規定は、次項に定めるものを除き、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第23条第3項及び第24条の3の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。